二　第七号の四様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　［略］

ロ　「第三部　発行者情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

ハ　［略］

［３・４　略］

（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

第十四条の九　法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第五項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

（外国会社報告書の提出等）

第十七条の三　［略］

２　法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　［略］

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

［３～５　略］

（外国会社半期報告書の提出等）

第十八条の三　［略］

２　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　［略］

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

［３～５　略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

	イ	ロ
(1)	株券等	次に掲げる事項
	銘柄	
(2)	第一号ロ(1)に掲げる事項	

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　「第三部　発行者情報」の「第３　事業の状況」の「４　事業等のリスク」

ハ　［同上］

［３・４　同上］

（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

第十四条の九　法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第四項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

（外国会社報告書の提出等）

第十七条の三　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「４　事業等のリスク」

［３～５　同上］

（外国会社半期報告書の提出等）

第十八条の三　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「４　事業等のリスク」

［３～５　同上］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

二の二　法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合　次に掲げる事項

	イ
	銘柄